



## 自治体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対し、補助を行います。

### 1. 事業目的

- ①都道府県等が引き取った犬猫を収容し馴致訓練や譲渡会等の取組を促進する施設の整備を図ることで、返還・譲渡の機会増大につながり、もって、返還・譲渡率の増加による殺処分数の削減に寄与する。
- ②災害時におけるペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の推進整備を図る。

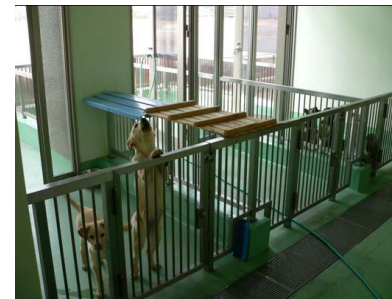
### 2. 事業内容

- (1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- (2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
  - ・動物愛護管理基本指針（令和2年4月改正）…都道府県が引き取った犬猫について令和12年度の殺処分数約2万頭（平成30年度比50%減）を目標。
  - ・引き取った犬猫を収容し譲渡会等の取組を促進する施設の確保が喫緊の課題だが、施設老朽化による更新時期にあり、短期間で集中的な整備が必要。
  - ・近年多発する災害時における被災ペット対策として、ペットの一時預かり機能を備えた拠点施設を整備する必要性の高まり。
  - ・整備事業を通して、CO2排出量の削減に資する取組を併せて推進する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
- 補助事業 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成21年度～

### 4. 事業イメージ



◇災害時におけるペット連れ被災者からの一時預かり拠点施設の整備（避難所では周りの人への配慮とペットの健康管理が必要）